

# 高美が丘中学校生徒心得

## 東広島市立高美が丘中学校

### 第1章 総則

この心得は、東広島市立高美が丘中学校で学校教育を受ける生徒の人格の完成と健やかな成長を願い、定めるものである。

#### (目的)

**第1条** この心得は、東広島市立高美が丘中学校の生徒として、自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

### 第2章 学校生活に関すること

#### (登下校)

**第2条** 登下校については、次の通りとする。

社会の一員として、交通ルール・マナーを守り、安全に留意して登下校をする。下校時は、寄り道をせず家に帰ること。途中で用がある場合は、予め担任に申し出ること。

##### (1) 徒歩通学

通学路を通り、歩道通行のマナーを守る。

##### (2) 自転車通学

①自転車通学許可範囲は、1.5km以遠とする。(高美が丘団地内は徒步通学)

②自転車通学の登録をし、学校の許可を受ける。交通安全のマナーを守る。

③記名したヘルメットを着用し、あごひもをしめる。

④通学用自転車は、次の条件を満たすものとする。

- ・ライトが点灯する。
- ・反射板が数か所についている。
- ・荷台がついている。(荷物を留められるもの)
- ・安全なハンドル(ドロップハンドルや変形ハンドルでないもの)である。
- ・サドルの高さは、両足が地面に着く高さである。

※一般的な型とし、スポーツバイク、マウンテンバイク、折りたたみ式バイクは適さない。

⑤自転車は、校内では押して歩くこと。

#### (登下校・遅刻・欠席・早退・外出)

**第3条** 登下校・遅刻・欠席・早退・外出については、次の通りとする。

(1) 始業時刻は、8:10とする。(8:05には教室に入る)

(2) 完全下校時刻は、次の通りとする。

4月～7月 → 18:00

8月～10月 → 17:30

11月～1月 → 17:00

2月～3月 → 17:30

(3) 欠席、遅刻、早退をする場合、保護者が理由を8:00までに学校に連絡する。

(4) 登校後は、原則校外には出ない。なお、特別な理由がある場合は、先生(担任等)に申し出て許可を得る。

#### (頭髪等)

**第4条** 頭髪等については、次の通りとする。

(1) 頭髪は、学習や運動等の教育活動に妨げとならない清潔かつ自然な型や長さとする。また、まゆ毛、まつ毛を加工しない。

#### <男子生徒>

短髪を基本とする。横髪は耳にからず、後ろ髪は襟にからないこと。前髪は、目にからないこと。もみあげは短く整える。

#### <女子生徒>

前髪は、目にからないこと。長い場合は、ヘアピンで固定する。後ろ髪が肩にかかる場合は、ゴムで結ぶ。結び目は耳より下とし、一つまたは、二つに結ぶ。ヘアピン、ゴムの色は、黒・茶・紺とする。

(2) 不自然な髪型(パーマ、ストレートパーマ、カール、そり込み、一部を極端に伸ばしたり切ったりするバランスの取れない髪型等)にしないこと。

(3) 染色・脱色・着毛をしないこと。また、整髪料をつけること。

※特別な事情がある場合は、保護者を通して担任に申し出ること。

#### (身なり、持ち物等)

**第5条** 身なり、持ち物等については、次の通りとし、必ず記名をする。

校内外の学習活動及び登下校時は、制服を正しく着用し、変形や装飾を施さない。また、休日や忘れ物を取りに登校する場合も、制服または指定体操服を着用する。

ただし、指示がある場合や、部活動の朝練習及び部活動終了後の登下校の服装は、体操服または部活動の服装でもよい。

(1) 制服

①夏期男子

- ・指定ポロシャツ、指定スラックス、ベルト（黒）

②夏期女子

- ・指定ポロシャツ、指定スラックス、指定スカート（指定ベスト着用可）

※男女ともポロシャツのボタンは上まで留める。

③冬期男子

- ・カッターシャツ（白）、指定ブレザー、指定スラックス、指定ネクタイ、ベルト（黒）

④冬期女子

- ・ブラウス（白）、指定ボレロ、指定リボン、指定スラックス、指定スカート

⑤衣替えは、6月・10月とし、移行期間を天候等によって定める。

(2) シャツ、ブラウス、指定ポロシャツ

①カッターシャツ、ブラウス、指定ポロシャツを着用する時は、ズボン、スカートのベルトが見えるように裾を入れる。

②カッターシャツ、ブラウス、指定ポロシャツの下には、必ずアンダーウエアを着用する。色は、ベージュ・白・黒・紺・グレーの無地とする。シャツの下には体操シャツやTシャツを着用しない。

(3) 指定スラックス・スカート

①スラックス

ベルトを着用し、ずらしてはかない。

②スカート

丈は、膝が隠れる長さとする。（直立に膝立ちした時に、スカートの裾が全て接地すること。）

(4) 靴下

靴下は白色とする。但し、スニーカーソックスやアンクルソックス、ルーズソックス、ハイソックス、色柄の入っているものは着

用しない。（ワンポイントは4cm角程度とする。）

(5) 通学靴

①白の運動靴とする。（靴ひも、ラインも白）  
厚底や装飾（ワンポイント等）のあるものは不可とする。

②雨天時や降雪時は、長靴を使用してもよい。

(6) 上履き・体育館シューズ

①指定の上履き・体育館シューズを使用する。  
②体育館シューズは、体育館のみで使用する。

(7) 名札

名札は、所定の位置に所定の方法でつける。

(8) セーター、ベスト、カーディガン

①冬服の期間に上着の下にVネックのものを着用してもよい。色は、黒・紺・白・灰色・茶系統とし、制服の丈や袖からはみ出させない。

②上着を脱いでセーター等だけで生活することはできない。

③指定ベストを寒暖に応じて着用してもよい。

(9) 手袋・指定ウインドブレーカー

冬期には、登下校、部活動時に手袋・指定ウインドブレーカーを着用してもよい。ウインドブレーカー着用時は、ファスナーとボタンを留める。指示がある場合を除き、教室内では着用しない。

(10) マフラー・ネックウォーマー

冬期にウインドブレーカーを着用してもなお必要な場合に着用してもよい。色は黒・紺・白・灰色・茶の単色を基調とする。またマフラー・ネックウォーマーはウインドブレーカーに収まる大きさのものとする

(11) 体操服・ジャージ

①体育の服装は、指定の体操服・ジャージとする。

②指定の半袖シャツ、ハーフパンツ、ジャージ（長袖、長ズボン）を正しく着用する。

(12) 帽子

必要に応じて白キャップを着用しても良い。

(13) 持ち物について（学習用具など）

①持ち物には、必ず記名をする。

- ②かばんは学校指定バッグを使用する。
- ③かばんに入りきらない場合は、学校指定サブバックを使用する。校外の行事においても、学校指定バッグを使用する。
- ④飲み物として、水筒に水またはお茶を入れ持参してもよい。（体育大会練習期間においては、スポーツドリンクを持参してもよい。）水筒の代わりにペットボトルを使用するときには、学校では、ペットボトルをゴミとして捨てない。

## 第6条 化粧・不要物等については、次の通りとする。

- (1) 口紅（色つきや匂いつきリップクリームを含む）、マスカラ、マニキュア等の化粧をしない。
- (2) ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、カラーコンタクト、ミサンガ等の装身具をつけたり使用したりしない。
- (3) 情報通信機器（携帯電話等）や音響機器、カメラ、ゲーム、マンガ、化粧品、お菓子、装飾品、カッターナイフ等の危険物、その他学校生活に必要でないものは持参しない。

※特別な事情がある場合は、予め担任に相談すること。許可なく不要物を持参した場合は、担任または生徒指導担当が預かり、保護者との連携により返却する。

### （校内の生活）

## 第7条 校内の生活は、日課により次の通りとする。

- (1) 生活
  - ①時間（着席してチャイムを聞く）を守る。
  - ②校内放送は、静かに聞く。
  - ③HR 教室以外（他クラス、特別教室や少人数教室、体育館等）へは、許可なく立ち入らない。
  - ④整理整頓をする。（靴箱、机、ロッカー、掃除道具入れ、掲示物等）
- (2) 保健室利用
  - ①先生の許可を得て利用する。
  - ②一時的、応急的な利用とする。

### (3) 給食

- ①衛生面に留意する。（配膳は、給食着と三角巾、マスクを着用し、手洗いをして清潔に努める。）

②配膳中は、給食当番以外教室内に入らない。

### (4) 掃除

- ①黙動により、時間いっぱい行う。
- ②終了後は、担当者の確認を得る。

### (5) 証明書の発行

- ①予め、電話、生活ノート等により学校へ連絡する。
- ②申し込み用紙に記入し、担任又は事務室に提出する。

### (6) 部活動

- ①部活動には希望する生徒が所属し、活動をする。
- ②欠席、遅刻、早退など予め分かっている場合は、活動の開始までに顧問に申し出る。
- ③中間テストの前3日間、期末テストの前5日間は、原則部活動は停止する。
- ④朝練習は、7：20からとする。登校時間は7：10以降とする。
- ⑤大会などの2週間前は、顧問の指示により30分間の活動延長をすることができる。ただし、延長する場合は朝練習は行わない。
- ⑥休日の部活動や大会時では、顧問が把握したうえでスポーツドリンクを飲用してもよい。

### (7) 施設、設備の破損

施設設備を破損させたり、破損個所を発見したりした時は、先生に申し出る。破損については、原則実費を弁償する。

## 第3章 校外での生活に関すること

## 第8条 校外での生活については、次の通りとする。

- (1) 外出の際は、行き先・帰宅時間を家族に伝えておく。
- (2) 友人宅等に外泊をしない。
- (3) 生徒だけで町外に出ない。
- (4) 生徒だけで日没以降に外出をしない。
- (5) 生徒だけでゲームセンター、カラオケボックス、インターネットカフェ、マンガ喫茶、ボウリング場、ビデオ取扱店、映画館、遊

- 技場（ゲームコーナーも含む）、ファミリーレストラン等に入店しない。
- (6) 危険な物や有害な物、特に有害玩具（エアーガン等）や刃物類を購入したり使用したりしない。
- (7) ショッピングモールへは、用無く生徒だけで出入りしない。
- (8) 公共施設（小学校を含む）は、許可を得てマナーよく使用する。
- (9) 危険箇所への立入り  
事故防止のため、立入り禁止箇所や河川、池等には入らない。
- (10) 情報通信機器  
情報通信機器等の学校への持込は原則禁止とする。また、情報通信機器等の使用においては、家庭で責任を持ち、適切なルールづくり（使用時間の制限やフィルタリング等）により、トラブルを起こしたり、トラブルに巻き込まれたりしないようにする。

#### 第4章 特別な指導に関するこ

「社会で許されないことは、学校においても許されない。」との認識に基づき、生徒が校内及び、校外で重大な問題行動を起こした場合には反省させ、より良い学校生活を送るための指導を行う。

#### 第9条 問題行動を起こした生徒には、教育上必要な場合は、保護者と連携の上、特別な指導を行う。

- (1) 対象となる行為
- ①万引き、窃盗、飲酒、喫煙等、触法行為。
  - ②生徒心得や学校の規則等に違反する行為。
  - ③いじめ、暴力（生徒間暴力、対教師暴力、その他）、器物損壊等の行為。
- (2) 特別な指導の内容については、別途「高美が丘中学校生徒指導規程」に定める。

## 高美が丘中学校生徒指導規程

東広島市立高美が丘中学校

### 1 (内容)

「特別な指導」の実施について

- (1) 特別な指導は、通常の学校生活（授業等）で行う場合と、別室で行う場合等とがある。
- (2) 特別な指導の期間中にある学校行事や部活動の公式大会への参加は、別途協議する。

### 2 (期間)

特別な指導の期間は、本人の反省の状況などを考慮して校長が判断する。

#### (規程の施行)

この規程は、平成23年4月6日より施行する。

この規程の改正は、平成25年4月1日から適用する。

この規程の改正は、平成28年4月1日から適用する。

この規程の改正は、令和3年4月1日から適用する。

この規程の改正は、令和4年4月1日から適用する。

この規程の改正は、令和5年4月1日から適用する。